

桜井市告示第 215 号

桜井市空き家バンク設置要綱を次のように定める。

平成 29 年 8 月 8 日

桜井市長 松 井 正 剛

桜井市空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、桜井市まち・ひと・しごと総合創生戦略及び桜井市空家等対策計画に基づき、観光地として相応しく、美しく安心な街の形成及び地域の活性化に向け、良好な町家、老朽化した空き家等の利活用の普及啓発のために設置する桜井市空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 桜井市内に存する物件で現在使用していない（使用しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 物件登録者 第 4 条第 2 項の規定による登録完了の通知を受けた申込者をいう。
- (4) 利用希望者 桜井市への定住等を目的として空き家の利用又は活用を希望する者をいう。
- (5) 利用登録者 第 5 条第 2 項の規定による登録完了の通知を受けた利用希望者をいう。
- (6) 空き家バンク 桜井市内に存する空き家の売却及び賃貸等

を希望する所有者等から提供を受けた情報を、定住、商業等を目的として、空き家の利用又は活用を希望する者に対して提供し、紹介を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家物件の登録申込等)

第4条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等は、桜井市空き家バンク物件登録申込書(第1号様式)及び市税納付状況等調査書兼暴力団等の排除に関する同意書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による物件登録申込みがあった場合は、その内容を審査し、空き家バンクに登録することが適当と認めるときは、桜井市空き家バンク登録完了通知書(第3号様式)により当該申込者に通知するものとする。

3 当該空き家にかかる土地、家屋等の固定資産税又は都市計画税の滞納があった場合又は第1項の申込みをした者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下同じ。)若しくは同法同条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるときは、前項の登録は、行わないものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家であって、空き家バンクに登録することが適当であると認めるものについては、空き家の所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧める

事ができる。

(登録物件の利用者登録申込等)

第5条 前条第2項の規定により登録された空き家(以下「登録物件」という。)の利用希望者は、桜井市空き家バンク利用者登録申込書(第4号様式)に誓約書兼暴力団等の排除に関する同意書(第5号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用者登録の申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該申込者が次の各号のいずれにも該当するときは、桜井市空き家バンク利用登録完了通知書(第6号様式)を当該申込者に通知するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に利用し、地域住民と協調及び連帯できる者

(2) その他市長が空き家バンク利用者として登録することが適当と認める者

3 第1項の申込みをした者が暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるときは、前項の登録は、行わないものとする。

(登録の有効期間及び再登録)

第6条 第4条第2項又は前条第2項の規定による登録の有効期間は2年とし、再登録を妨げない。

2 第4条及び前条の規定は、前項の再登録について準用する。

(変更の届出)

第7条 物件登録者は、申込事項に変更があったときは、桜井市空き家バンク登録事項変更届出書(第7号様式)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 利用登録者は、申込事項に変更があったときは、桜井市空き家バンク利用登録事項変更届出書（第 8 号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第 8 条 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用者登録台帳の当該空き家に関する登録を抹消するとともに、桜井市空き家バンク登録取消通知書（第 9 号様式）により当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 物件登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (4) 登録の有効期間が経過したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項第 1 号及び第 3 号の場合において、物件登録者は桜井市空き家バンク登録取消届出書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録者台帳の登録を抹消するとともに、桜井市空き家バンク利用登録取消通知書（第 11 号様式）を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 利用登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (4) 登録の有効期間を経過したとき。

(5) その他市長が適当でないとき。

- 4 前項第 3 号の場合において、利用登録者は桜井市空き家バンク利用登録取消届出書（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用申込等）

第 9 条 登録物件の売買、賃貸借等の交渉を希望する利用登録者（以下「交渉希望者」という。）は、桜井市空き家バンク登録物件利用希望申込書（第 13 号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、当該登録物件の物件登録者に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた物件登録者は、登録物件の見学並びに売買及び賃貸借等の交渉について市担当者及び当該交渉希望者と調整し、その結果について遅滞なく市長に報告しなければならない。

（所有者等と交渉希望者の交渉等）

第 10 条 物件登録者と交渉希望者の交渉並びに売買及び賃貸借等契約は、当事者の責任において行うものとし、市は直接これに関与しないものとする。

- 2 交渉並びに売買及び賃貸借等契約に関する疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし、市は直接これに関与しないものとする。

（情報提供）

第 11 条 市長は、必要に応じて、物件登録者及び利用登録者に対して、空き家バンク物件登録台帳及び空き家バンク利用者登録台帳に登録された有用な情報を提供する。

（個人情報の取扱い）

第 12 条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、桜井市個人情報保護条例（平成 13 年 12 月桜井市条例第 17 号）その他関係法令等に基づき適正に取り扱わなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。